債権者集会招集

平成１８年（フ）第５４０号
堺市東区八下町２丁３番地２、商業登記簿上の本店大阪府松原市西大塚１丁目９番25号
破産者　株式会社岡三興業
１　期日　平成25年10月21日午後１時30分
２　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年７月16日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会等の期日

平成２３年（フ）第１７３４号
東京都大田区南雪谷５丁目９番13号、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区久が原４丁目26番12号
破産者　株式会社アヴァンティ
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午前11時30分
平成25年７月12日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第１５号
山口市宮野下759番地
破産者　池田　利之
異議申述期間　平成25年８月23日まで
平成25年７月19日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６４号
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋1115―61、住民票上の住所鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井東１番地１
破産者　奥村　暢男
異議申述期間　平成25年９月12日まで
平成25年７月16日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７号
京都府京丹後市丹後町袖志1380番地
破産者　大江　和善
免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
平成25年７月19日　京都地方裁判所宮津支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０５８号
東京都千代田区神田駿河台３丁目２番地
清算株式会社　株式会社ジャパンゴルフインベストメント
代表清算人　角田　俊久
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０３８号
東京都新宿区新宿１丁目６番３号
清算株式会社　株式会社ヘアトラストホールディングス
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第３号
愛媛県新居浜市土橋１丁目７番34号
清算株式会社　株式会社アシスト
１　決定年月日　平成25年７月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
松山地方裁判所西条支部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第１００２号
福岡県糟屋郡新宮町大字的野香ノ木740番地の４
清算株式会社　九州大倉住研株式会社
代表清算人　堀田　義生
１　決定年月日　平成25年７月16日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは協定債権のうち関連先債権（後記第３参照）に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　本協定認可決定確定後遅滞なく、各一般債権者に対し、配当原資41万7549円を債権額に応じて按分し、以下のとおり、弁済として支払う。
日本債権回収株式会社　21万8267円
日本政策金融公庫　17万2708円
保証協会債権回収株式会社
２万6574円
⑵　前項の弁済後、各一般債権者に対する残債務全額について免除を受ける。
第３　関連先債権
１　関連先債権の定義
関連先債権とは、協定債権のうちウィング株式会社、藤原隆及び小林健治が有するものをいう。
２　関連先債権についての免除
関連先債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
福岡地方裁判所第４民事部

更生手続開始

平成２５年（ミ）第２号
京都市南区吉祥院西ノ茶屋町78番地
更生会社　株式会社京阪輸送
代表者代表取締役　鵜沼　範子
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　株式会社京阪輸送について更生手続を開始する。
３　管財人　服部　敬
４　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出期間　平成25年８月30日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成25年10月７日から平成25年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第３３号
岐阜県関市塔之洞字中洞3984番地
再生債務者　株式会社岐阜関スポーツランド
１　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月12日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年９月２日から平成25年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第３４号
東京都あきる野市伊奈1248番地８
再生債務者　有限会社丸美建材
１　決定年月日時　平成25年７月18日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月14日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年９月18日から平成25年９月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２５年（再）第１１号
東京都板橋区板橋１丁目10番14号
再生債務者　株式会社東京カソード研究所
決定の要旨　平成25年６月28日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成25年７月16日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第９号
東京都中野区中野１丁目27番６号
再生債務者　株式会社プロネット
１　決議に付する再生計画案　平成25年７月８日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年９月３日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年８月26日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年８月20日
平成25年７月17日
東京地方裁判所民事第20部